

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する
条例

(令和7年9月1日条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ管理者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 保健、元気回復その他厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。